

総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和5年3月10日(金) 9時00分～9時23分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (7名)
委員長 山路 善己 副委員長 小林 豊 委員 風口 尚
委員 奥川 直人 委員 山口 和宏 委員 谷口 和也
委員 井上 容子
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
総務政策課長 中村 元紀 地域づくり推進室長 中川 泰成 防災対策室長 見並 智俊
総務政策課長補佐 玉木 真弓
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 宮本 尚美
7. 会議録署名委員 井上 容子 委員 風口 尚 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定について
第2 議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

(午前9時00分 開会)

開会の宣告

○委員長(山路 善己) ただ今の出席委員数は、7名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。本委員会に町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会にあたり、町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長よろしく申し上げます。

(「委員長」と呼ぶ声あり)

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 総務産業常任委員会を開会をいただきまして、付託の2議案に対してご審査を賜ります。よろしく願いいたします。

○委員長(山路 善己) はい、ありがとうございました。

本日は、本委員会に審査付託されました議案2件の審査を行います。

初めに、会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、井上容子委員、風口尚委員の2名にお願いします。

◎日程第1 議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定について

○委員長（山路 善己） それでは、議事に入ります。

議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

奥川委員。

○委員（奥川 直人） はい、奥川です。

この条例の2条の2でですね。この条例において実施期間とは、町長、教育委員会ずっと書いてありますけども、この実施期間とはというこのちょっとこの意味がわかりにくいんですけども。ちょっと細かく、わかりやすくご説明いただきたいと思います。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 総務政策課防災対策室長 見並室長

○防災対策室長（見並 智俊） 今回の制定させていただきます条例の第2条ということで、実施期間とうことで掲げておりますのがちょっと読み上げさせていただきますと、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者ということで、これは町長部局ということでこの個人情報を取り扱う機関というふうなことで認識していただければ結構かと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（山路 善己） 奥川委員。

○委員（奥川 直人） ということはこの役場町長機関という形になるのかな、でもないんですか。教育委員会でまずそういう委員会とか管理委員会とか、ずっとあるわけですけども、町長というところについてはですね機関というのはどういうイメージなんですかね、部局、ちょっとわかりません。

○委員長（山路 善己） 防災対策室長 見並室長

○防災対策室長（見並 智俊） そうですね、部局というのがわかりづらいかもしれないんですが、今回のですね法律の改正によりまして、実は議会の取り扱い、これ議会の方は別で定めるというふうになっておりますが、こちらにつきましてはですね、まあ国会や裁判所が進歩、これは個人情報の保護に関する法律という法律に基づいてですね、規定の対象になっていないというふうなことから除外をされておるということになっておるんですが、それ以外の機関というふうなことで関係する部署というかですね、そういったところをこちらに定義付けさせていただいているということでご理解賜りたいと

思います。

○委員長（山路 善己） 奥川委員。

○委員（奥川 直人） そうしますとやっぱりこの今回ですね、個人情報保護法の施行条例でこういう形で条例化したということになりますと関係職員の人は当然知ってないといかんということになるんですかね。例えば各部局長がそれを知っておるべきなんか、一般職員も含めてこういうことを定められたということ認識してないといかんのかどちらでしょうか。

○委員長（山路 善己） 防災対策室長 見並室長

○防災対策室長（見並 智俊） この個人情報の取り扱いに関しましては従来の玉城町の個人情報の中でもですね、同じように例えば個人情報取り扱いの注意点というふうなことでいろいろこう規定がされとるわけですが、この辺はなんら変わりなくてですね、今回の条例制定につきましては国の法律に

ですね一本化されるというふうなことでの改正させていただきということで、この個人情報につきましてはの取り扱い等々につきましては従来と何ら変わっていないということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山路 善己） 奥川委員。

○委員（奥川 直人） わかりました。基本的には条例、保護法については定められているということで、それもみんな周知しているんだ、今回そういう国の機関に合わせた形でこういう風が変わったよということは、これでいくと議会が抜けたということだけなんですか。というのと、僕単純によくわからないんでお聞きするんですが、例えば保育所の職員とかねいう方が見えますやんか。病院はこの公営管理者の基に病院とか老人保健施設とかそういうものについてはそういう各職員さんも含めて、この変更については周知されるんだろうけども、保育所とかそういうところについてはどんな形なんですか。

○委員長（山路 善己） 防災対策室長 見並室長

○防災対策室長（見並 智俊） 保育所の職員につきましては、こちらの町長ということで町長部局の中に入っておるということでご理解賜りたいと思います。

○委員長（山路 善己） ほかありませんか。

井上委員

○委員（井上 容子） 井上です。今、奥川委員が病院のこと言われましたけども、病院は除外じゃなかったですか。除外対象に病院、診療所及び大学には民間部門と同じ規律を適用というふうに国のほうのは法律が決まっていると思うんですけど。

○委員長（山路 善己） 防災対策室長 見並室長

○防災対策室長（見並 智俊） すいません。井上委員仰せの通りですね、病院とか老人保健施設というところにつきましては、実は私、補足説明の中でもご説明させていただきましたが、民間事業者の中にとりあえず民間事業者の中に含まれるというふうなことで規定をされておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山路 善己） 他に質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論省略」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 暫時休憩します。

（休憩 午前9時07分）

（再開 午前9時09分）

○委員長（山路 善己） 再開します。

討論なしで討論を省略します。

これから、議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

挙手全員です。

したがって、議案第2号 玉城町個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（山路 善己） 議案第2号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 説明はありませんので質疑を行います。

発言を許します。

井上委員

○委員（井上 容子） 井上です。

以前、平成17年まであった条例だということなんですけど、廃止の時の経緯をお教えください。

○委員長（山路 善己） 総務政策課長 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

これにつきましては、私総務の担当をさせていただいておりまして、行財政改革の一環の中です、住居手当は以前町内の方を採用していた住所要件も町内ということ

で定めておりましたので、そのような恰好で町内であれば必要ないのではないかということの見直しの中でさせていただいたものでございます。

○委員長(山路 善己) 井上委員

○委員(井上 容子) 委員長続けていいですか。いくつかさせていただきたいんですけども。支給に関係する必要な事項は規則で定めるということなんですが、世帯主に限るとかそういうことも規則で定められんでしょうか。限らないのであれば配偶者が企業とか他の自治体で支給されている場合は重複支給になったりするんでしょうか。

○委員長(山路 善己) 総務政策課長補佐 玉木課長補佐

○総務政策課長補佐(玉木 真弓) 詳細は規則にということで、委員おっしゃれる世帯主の要件ですとか、重複して支給することのないような証明を本人から取るとかそういったことはすべて規則の方に定めております。

○委員長(山路 善己) 井上委員

○委員(井上 容子) そうしましたら支給期間の区切りはないんでしょうか。例えば入社して10年とかそういう区切りは設けないんですか。

○委員長(山路 善己) 総務政策課長補佐 玉木課長補佐

○総務政策課長補佐(玉木 真弓) 特に長さという期間は設けておりませんので、今回支給の開始される令和5年4月1日から住居を借りられておる期間ということになりますので、自宅を購入されたりとかそういう形になれば住居手当は無くなりますが、借りておられる間は支給するという形になります。

○委員長(山路 善己) 井上委員

○委員(井上 容子) 理由として処遇改善ということだったんですけど、賃貸物件に居住されている職員さんにしか支払われないということだと思うんですけど、持ち家に対しては、昔、持ち家手当というのが国の方でもあったかと思うんですけど、処遇改善という観点からでしたら、そちらもあってもいいのではないかと思うんですけど、公平性を考えると、その辺は考えておられなかったのでしょうか。

○委員長(山路 善己) 総務政策課長 中村課長。

○総務政策課長(中村 元紀) 井上委員おっしゃるようになりますね、過去には持ち家の方の手当も出ておりました。今、これ国に習った格好での住居手当の支給ということにさせていただいておりますので、近隣もそのような恰好で国に準じた制度を取らせていただいているので、それと同じような恰好にさせていただきたいというところで今回提案させていただいてございます。また昨今、職員の募集の段階でも町外からの方の住居手当も無くしておりまして、町外からの方も見えるので、玉城のほうへ来ていただきやすいようにということのなかで今回改正するものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長(山路 善己) 井上委員

○委員(井上 容子) 他の自治体なんですけども災害時などの緊急対応とかその町内と

かの情報状況把握の仕事面に加えて、住民税や固定資産税の観点から玉城なら玉城町内に住居を置く人と町外に住居を置く人では差をつけてたり、持ち家手当も県内では数か所まだ置いてあるところがあると思うんですけど、その辺のお考えをお聞かせいただいていいですか。

○委員長（山路 善己） 総務政策課長 中村課長。

○総務政策課長（中村 元紀） この条例の復活といいますか再開に関しましていろいろ内部でも議論はさせていただいたところがございます。町外に住まれとる方が町内に家を建てたら手当を出したらどうかという議論もあったんですけども、その辺なかなか線引きが難しゅうございますので、今回のような恰好にさせていただいたところがございます。今の遠いところだと、津市であるとか志摩市から見えるわけなんですけども、1時間かけてこちらまで通ってみえるわけなんで、そういう方に住居手当が出るとなれば、町内にアパート等借りていただいて働いていただけるといいのではないかと考えているところです。

○委員長（山路 善己） 小林委員

○委員（小林 豊） この手当につきまして、近隣ですね、近隣市町の状況とですね、この定められた額についてですね、その辺のことをご説明いただければと思います。

○委員長（山路 善己） 玉木課長補佐

○総務政策課長補佐（玉木 真弓） 金額と近隣の状況につきましても、こちらの定めさせていただいた金額、国の国家公務員のもので準じておりまして人事院規則に定められたとおりの金額となっております。近隣市町におきましても同様の金額並びに水準となっておりますのでご報告させていただきます。

○委員長（山路 善己） 小林委員

○委員（小林 豊） そうすると近隣市町で、こういう条例が定めてないというところな無いというような形で大概もう定めているというような、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（山路 善己） 玉木課長補佐

○総務政策課長補佐（玉木 真弓） そのとおりでございます。

○委員長（山路 善己） 他に質疑はございませんか。奥川委員。

○委員（奥川 直人） 先ほど玉木補佐のほうから金額については国に基づいて準じてやっているというふうにお聞きしましたが、この月額1万6000円とか月額2万7000円の基準、一定の制線があるわけですけど、都会と田舎ではだいぶ違うんかなという気がしているんですけど、この基準となる金額が。それはいかがなんでしょうか。変わらない。

○委員長（山路 善己） 玉木課長補佐

○総務政策課長補佐（玉木 真弓） 基準になる金額といいますか、家賃の金額を基にしてその本人が負担する額がどの程度になるかということをごさだめておるような規則にな

りますので、それぞれその上限といいますか、家賃の金額に応じて手当の額は変わってまいりますので、特に影響はないかと思われま。

○委員長（山路 善己） 他に質疑はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

これで、本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

井上委員。

○委員（井上 容子） 委員長のお許しをいただきましたので、議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について 反対の立場で討論させていただきます。

職員の処遇改善が理由とありましたが、処遇改善であれば、持ち家の職員にも処遇改善の必要があるのではないかと思います。国家公務員と玉城町職員では住まいに関する状況が異なり、人事院勧告とまったく同じにする必要がないと考えます。災害など緊急時の迅速な対応を理由に、職員の該当自治体への居住促進をはかるために居住地域で支給額に差をつける自治体もありますし、固定資産税・住民税の納付を考えれば玉城町内への持ち家促進は町に利点があります。処遇改善と支給することには賛成です。玉城町の状況にあった条件の見直しを必要と考え、反対とさせていただきます。

○委員長（山路 善己） 次に賛成者の発言を許します。

小林委員。

○委員（小林 豊） 今ですね、先進国の中で日本は賃金が低い、また上昇率が低いと言われております。そういった状況下で町内外からの有能な職員の確保という観点からも本条例改正は必要不可欠と考えます。また通勤手当につきましても6キロ以上ということで町内在住の方はついていない状況であります。そういったことも考えますと回りの市町もこういう条例が定めてあるということも含めて必要不可欠とかがえまますので、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（山路 善己） 他にございませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

挙手多数です。

したがって、議案第5号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これで総務産業常任委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前9時23分 閉会)